

新旧対照表

改正前						改正後					
教職員の懲戒処分に係る基準						教職員の懲戒処分に係る基準					
I・II [略]						I・II [略]					
III 基準適用に当たっての基本的な考え方						III 基準適用に当たっての基本的な考え方					
(1) この基準は、地方公務員法における一般職の職員 <u>(臨時的任用職員を含む。)</u> を対象とする。						(1) この基準は、地方公務員法における一般職の職員を対象とする。					
(2)・(3) [略]						(2)・(3) [略]					
教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》						教職員の懲戒処分に係る基準《標準例》					
【1 一般服務】						【1 一般服務】					
《共通》						《共通》					
項目	内容	処分の量定				項目	内容	処分の量定			
		免職	停職	減給	戒告			免職	停職	減給	戒告
セクシュアル・ハラスメント	[略]					セクシュアル・ハラスメント	[略]				
						パワー・ハラメント	<u>著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた者</u>		○	○	○

--	--	--	--	--	--

<u>指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返し返した者</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	
<u>強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた者</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	

※ パワー・ハラスメント・・・職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの。

項目	内容	処分の量定			
		免職	停職	減給	戒告
収賄	[略]				

項目	内容	処分の量定			
		免職	停職	減給	戒告
収賄	[略]				
競売入札妨害	<u>競売入札の公正を害すべき行為を行った者</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		